

陳 情 書

陳 情 第 3 号

2022年1月25日

国立市議会議長 青木 健 殿

訴訟代理契約の是正を求める件

第1 陳情の趣旨

訴訟代理契約の是正を求める。

第2 陳情の原因

- 1 弁護士法第3条第1項には次の規定がある。

【第三条（弁護士の職務）

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。】

- 2 地方自治法第153条に次の規定がある。

【第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。】

第3 陳情の理由

- 1 国立市を当事者とする訴訟事件の代理人について、弁護士との委任代理契約で行われており、弁護士法第3条違反及び地方自治法第153条違反の疑義がある。

市長は、職員を「指定代理人」に任命することによって「その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる」が、私人たる弁護士に「権限」すなわち「公権力の行使」を「代理させること」はできないから、訴訟代理契約の是正が必要である。